

令和3年度 水力発電の導入加速化補助金 (水力発電の事業初期段階における支援事業(初期調査等支援事業)のうち水力 発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業) 【公募要領ダイジェスト】

1 補助事業の区分

(1) 水力発電事業性評価事業

自ら事業を行う民間事業者等及び地方公共団体による水力発電の事業初期段階における事業性評価に必要な調査・設計等を行う事業

(2) 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

地方公共団体による地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点の開発若しくはコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電事業者の公募を行う事業

2 補助対象事業者

(1) 水力発電事業性評価事業

自ら中小水力発電を実施予定の、

- ・民間事業者等(法人及び青色申告を行っている個人事業者)
- ・地方公共団体

(2) 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

- ・地方公共団体



3 補助対象要件

(1) 水力発電事業性評価事業

- ①水力発電設備の発電出力が、**20kW以上30,000kW未満**であること。
(なお、リパワリングや取水量増加に係る調査についても対象とする)
- ②水力発電の方式が揚水発電でないこと。
- ③実施計画書に基づき実施される事業であること。
- ④実施計画書に係る事業の計画が**確実かつ合理的**であること。
- ⑤調査の内容が、事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること。
- ⑥補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等を含めないこと。
- ⑦関連する補助事業で事業性評価を、原則、**実施した地点でない**こと。
(ただし、本補助事業において、同じ事業者が同一地点にて、事業性評価に必要であり、まだ実施していない調査及び設計を行う場合を除く)。
- ⑧補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約に当たっては、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としないこと。

(2) 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

- ①水力発電設備の発電出力が、**20kW以上30,000kW未満**であること。
(なお、リパワリングや取水量増加に係る調査についても対象とする。)
- ②水力発電の方式が揚水発電でないこと。
- ③実施計画書に基づき実施される事業であること。
- ④実施計画書に係る事業の計画が**確実かつ合理的**であること。
- ⑤調査の内容が、事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること。
- ⑥有望地点の調査・設計は、複数地点を実施してもよい。
- ⑦当該補助事業で調査・設計を実施した水力発電の有望地点について、当該地点の**開発若しくはコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電事業者の公募(採択まで)を必ず実施**すること。なお、公募の結果、発電事業者が決定しなかった場合は、次年度以降も申請者の責任で継続的に公募を実施し、事業化に努めること。
- ⑧補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等を含めないこと。
- ⑨補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約に当たっては、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としないこと。

4 補助対象経費

(1) 水力発電事業性評価事業

- ① 水力発電事業性評価に必要な調査・設計等を行う職員等の人件費
 - ・ 補助事業者が自ら実施する調査及び設計業務等の直接経費のみが補助対象
 - ・ 事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。
 - ・ 作業道整備費は人件費としては補助対象外。
- ② 水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等に要する経費（※）
 - ※…地質調査、地形測量、流量調査、河川維持流量調査、社会環境調査、基本設計等
地元説明会や発電所建設に関する関係部署との打合せ等は補助対象外。
補助金に消費税は含まれない。
- ③ 総延長100m以上の調査に必要な作業道整備のための経費（※）
 - ※…作業道整備費における土地購入や借地に係る費用は補助対象外

(2) 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

- ① 地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施のために直接要する経費（原則として、外注費とリース料のみ）及び当該地点の開発若しくはコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電事業者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係る経費（※）
 - ※…地元説明会や発電所建設に関する関係部署との打合せ等は補助対象外。
- ② 総延長100m以上の調査に必要な作業道整備のための経費（※）
 - ※…作業道整備費における土地購入や借地に係る費用は補助対象外

5 補助率

(1) 水力発電事業性評価事業

・ 1/2以内

ただし、1発電所当たりの補助金の上限額は、原則として、以下とする。

- ・ 人件費、調査費の合計：基本設計が補助対象に含まれる場合には、**2,000万円/年**（ただし、同一地点においては1ヵ年のみ）とし、含まれない場合には、**1,000万円/年**とする。
- ・ 作業道整備費：15万円/10mに距離（10m以下切り捨て）と補助率を乗じた額を上限とする。
ただしこの上限の最大額は**1,000万円**とする。

(2) 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

・ 定額（10/10）

ただし、補助金の上限額は、原則として、以下とする。

- ・ 調査費（公募資料作成費含む）：1発電所当たりの補助金の上限額は、**2,000万円/年**とする。
- ・ 作業道整備費用：15万円/10m（消費税不含）に総延長距離（10m以下切り捨て）と補助率を乗じた額を上限とする。ただしこの上限の最大額は調査費とは別に、**2,000万円**とする。

6 事業期間

(1) 水力発電事業性評価事業

交付決定日～令和4年2月28日まで

単年度では事業完了が不可能である事業については、最大2ヵ年まで複数年度事業として申請が可能

(2) 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

交付決定日～令和4年2月28日まで

単年度では事業完了が不可能である事業については、最大3ヵ年まで複数年度事業として申請が可能

7 複数年度事業について

- (1) 複数年度事業であっても、各年度の交付決定は当該年度に要する事業に対するものであり、次年度以降の補助金交付を保証するものではない。従って、複数年度事業については、年度毎に補助金交付申請を行い、財団の採択審査を受けることとなる。この場合、次年度以降の補助金申請額は、原則として当該事業が採択された事業開始年度において申請した補助金額の上限額とする。補助率は原則採択時の補助率を次年度以降も採用する。
- (2) 各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了すること（原則、補助金額が0円という年度のある申請は認められない）。
- (3) 各年度の補助対象経費について、契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で、各区分の金額に応じた設計図書、調査報告書等の出来高があるようにすること。
- (4) 複数年度事業において2年目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、原則として既に交付した補助金の返還が必要となる。
- (5) 複数年度事業についても、原則として2年目以降の事業は、各年度の交付決定日以降に開始すること。各年度の事業完了日の翌日から次年度の交付決定日の前日までは、補助対象外となることに留意すること。

8 公募スケジュール

公募期間 令和3年4月30日（金）～令和3年9月28日（火）

- ・ 交付申請書は、上記公募期間において随時受け付ける。
ただし、1次締切時点あるいは2次締切時点において予算額を超える申請があった場合は、公募期間中であっても公募を終了する。
- ・ 公募期間中に締切を3回設け、各締切毎に審査及び交付決定を行う。



8 交付申請

申請者は、所定の様式（財団のホームページに掲載）を用いて申請書類一式を作成し、原則、電子申請（補助金システムJグランツ）（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。）により行ってください。なお、やむを得ない事情がある場合に限り、電子メールでの申請を受け付けます。審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

9 交付決定

財団は、申請された事業について審査を行い、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付規程に従って交付決定通知書により申請者に通知する。
なお、交付決定については、締切日より**30日後**を目処に行う予定です。

10 補助事業の開始

補助事業者は、財団から**交付決定通知を受けた日以降**に発注・契約を行うこと。なお、原則として**三者見積・競争入札**によって、相手先を決定すること。三者見積・競争入札の手続きは、交付申請から交付決定前の実施も可とする。ただし、見積依頼先および競争入札先は、発注する**業務の実績がある事業者**に対して行うこと。補助対象外の調査等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること。（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがあります。）

11 計画変更

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助対象経費の配分額の変更や補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に財団の承認を受ける必要がある。

入札による補助事業に要する経費の減額は、事業計画が変更されるわけではないので、財団の承認を受ける必要はない。なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は認められない。

12 補助事業の完了

当該年度の補助事業は、調査等の完了及び補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の**支出完了**（精算を含む。）をもって**事業の完了**とする。ただし、地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業については、**発電事業者の公募**（公募結果の決定まで）をもって**事業の完了**とする。



13 実績報告及び額の確定

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業完了後**30日以内**あるいは**令和4年2月末日**のいずれか早い日までに**実績報告書を提出**すること。

財団は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

14 補助金の支払い

補助事業者は、財団の確定通知を受けた後に**精算払請求書**を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになる。

15 事業性評価

当該年度の事業性評価の結果を**事業性評価報告書**として**提出**すること。

事業性評価報告書の結論には、当該地点の水力発電の**事業性の有無**を記載すること。また、事業性が無い場合には、その理由を具体的に記載すること。



FAQの抜粋(詳細はホームページにおける本年度公募に掲載のFAQを確認してください)

補助対象事業

1 事業者による複数地点の複数申請が可能か？

→可能です。ただし、応募件数が多い場合は、調整させていただくことがあります。

2 箇所の水力発電所建設計画があるが、2箇所の計画をまとめて一つの交付申請書で作成して申請していいか？

→発電所毎に申請してください。

人件費

本事業に専従しているの、タイムカードがあれば業務日誌を作成しなくても良いのではないかと？

→タイムカード(出勤簿等)とは別に、必ず具体的な業務内容を記載した業務日誌を作成してください。

作業道整備

水力発電所の建設を見込んだ道路整備の費用は補助対象となるか？

→補助対象外となります。調査に必要な機器の搬入出や調査員の経路確保に必要な作業道整備が補助対象となります。

調査地点までの作業道の整備を80m計画しているが、補助対象となるか？

→100m未満の作業道整備の費用は補助対象外となります。

調査地点までの作業道整備を2カ所計画しており、それぞれ80mと40mとなるが、補助対象となるか？

→2カ所で合計100m以上の調査に必要な作業道整備と認められれば、補助対象となります。

事業要件

発電出力は、20kW以上30,000kW未満に、四捨五入で入ることでいいか？

→四捨五入は認められません。

当該補助事業の要件として「事業性評価を実施する水力発電設備の発電出力が、20kW以上30,000kW未満であること。」とあるが、事業性評価の結果、発電出力が20kW未満になった場合、補助金は交付されるのか？

→当該補助事業の要件で、“事業性評価を実施する水力発電所設備の発電出力が20kW以上”と定めているため、要件を満たしていただく必要があります。

補助対象経費とする外注費の支払についてだが、当社の社内ルールは「検収月末締め、翌月末払込」となっているため、検収を2月に行なうと、振込みが完了するのは翌3月末となるが認められるか？

→当該年度の補助事業は、調査等の完了及び補助事業者における支出義務額の支出完了をもって事業の完了となるため、3月の支払完了は認められません。

補助対象経費

電力会社へのアクセス検討費用は、補助対象経費になるのか？

→補助対象経費として認められません。

流量調査を計画しているが、水位計の購入費用は補助対象となるか？

→補助対象外となります。ただし、水位計をリースで調達される場合は、補助対象とすることは出来ます。

見積・契約・発注

3者見積りをしたが、結果1社しか応札が無い場合は、問題無いか？

→原則3者見積りとし、見積条件を複数社が応札できるものに工夫してください。

実績報告書

支出のあった全ての金額が個別にわかる資料を添付する必要があるのか？

→必要になります。採択された補助事業者に対して事務取扱に関する説明会を開催し、実績報告書の作成方法を説明いたします。

公募の詳細についてはホームページ・公募要領をご覧ください。 [URL: https://suiryokuhojo.nef.or.jp/](https://suiryokuhojo.nef.or.jp/)



問い合わせ先：

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力普及促進部

TEL：03-6810-0371